

外郭団体基本情報

団体概要

(令和2年4月1日現在)

団体名	久留米都市開発ビル(株)	住所	久留米市天神町8
設立日	昭和57年4月8日	(電話番号)	(0942-38-5841)
ホームページ	-	作成担当所管部署	商工観光労働部 商工政策課
資本金・基本財産等	80,000千円	久留米市の出資(比率)	20,000千円 (25.0%)
設立目的	市施行の再開発による商業ビル(千歳プラザ西館、東館)の保留床を取得するとともに、ビル全体の管理運営を行うため		
主な事業内容	土地、建物の管理運営賃貸 駐車場の管理運営 など		
うち、 公益の事業	なし		

財務状況

貸借対照表	金額(千円)			損益計算書	金額(千円)		
	R1年度	H30年度	H29年度		R1年度	H30年度	H29年度
総資産	2,404,559	2,417,940	2,444,037	総収入	246,925	266,119	286,267
負債	2,282,837	2,296,385	2,317,861	(うち補助金・委託料)	0	0	0
(うち有利子負債)	0	0	0	経常損益	1,866	4,439	1,833
純資産	121,722	121,555	126,176	当期損益	167	4,621	898
(うち利益剰余金)	41,722	41,555	46,176				

※ 公益法人等は、各項目の数値は下記のとおり記載

純資産: 正味財産合計

利益剰余金: 一般正味財産

※ 公益法人等は、正味財産増減計算書により、各項目の数値は下記のとおり記載

総収入: 経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額

経常損益: 当期経常増減額、当期損益: 当期一般正味財産増減額

※ (うち補助金・委託料)は、久留米市からの金額を記載

役職員の状況

常勤役員数	平均年齢	平均年収
0 (0)	-	-
一般職員数	平均年齢	平均年収
4 (0)	55歳	3,886千円

※ 常勤役員数、一般職員数及びそれぞれの平均年齢はR2.4.1現在で、平均年収はR1年度の実績

常勤役員数の()は、市からの派遣職員または市職員退職者の数で内数

一般職員数の()は、市からの派遣職員の数で内数

一般職員には、嘱託などの非常勤職員は含まない

第三セクターへの関与の状況

①公的支援(フロー)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	R1年度	H30年度	H29年度	
1 補助金	0	0	0	
2 利子補給金	0	0	0	
3 税の減免額	0	0	0	
4 その他()	0	0	0	
小計	0	0	0	
5 損失補償契約に伴う金利軽減額	0	0	0	
6 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	0	0	0	
小計	0	0	0	
合計	0	0	0	
(参考)委託料・指定管理料	0	0	0	

②公的支援(ストック)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	R1年度	H30年度	H29年度	
1 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
(将来負担額)	(0)	(0)	(0)	
(将来負担算入率)(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
2 貸付金残高	0	0	0	
3 出資金	20,000	20,000	20,000	
合計	20,000	20,000	20,000	

関連指標

①財政状況に関する指標

指標	R1年度	H30年度	H29年度	備考
自己資本比率 純資産(正味財産)／総資産	5.1%	5.0%	5.0%	
借入金依存度 (借入金＋社債)／総資産	0.0%	0.0%	94.8%	社債を賃借対照表の負債合計の数値で計算

②団体の自立性に関する指標

指標	R1年度	H30年度	H29年度	備考
財政的依存度 市財政支出／(経常収益＋経常外収益)	0.0%	0.0%	0.0%	
運営費補助比率 市運営費補助金／経常収益	0.0%	0.0%	0.0%	業務請負比率とは異なる
随意契約比率 市随意契約額／市委託料・指定管理料	0.0%	0.0%	0.0%	

特記事項

久留米市による 直近の監査結果	<p>監査については平成30年9月7日付地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査要求を行い、平成30年9月11日付けで監査の実施が決定され、平成31年3月28日付けで監査結果が公表された。</p> <p>●監査の結果 財務・経理の事務については、おおむね適正に行われていた。</p> <p>●監査意見</p> <p>○都市開発ビルの会社経営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該会社は、西鉄久留米駅東口の再開発事業施行のため市が設立したものであるが、西鉄久留米駅東口の賑わいづくりへの貢献度は低かった。 ・会社の今後の事業費やビルの老朽化対応のための資金も確保されておらず、設立目的を果たすことはできないと言わざるを得ない。 <p>○別除権の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高が3億円しかない第三セクターから、約21億円という市の債権回収が可能かどうか、市議会に報告、協議し、市民に情報公開すべきである。 ・会社所有の資産の代物弁済による市の所有権取得の可否も含めて、どうすべきかの判断の機会を設けなければならない。
その他特記事項	